

械鎖錠で行われているが、卓上電気でここでは関係転轍器との連鎖は、電気鎖錠器で行わなければならないので、表示鎖錠のほかに、てこ鎖錠も電氣的に行わなければならない。このために鎖錠片の凸部が2個あり、表示灯も3個を備えている。信号卓上電気でここでは、ラッチとてこ止、鎖錠片と鎖錠子との関係位置により回路制御器の接点を構成したり、開放したりするものを12組設けてある。

電氣的条件を満足するというを前述に補足すると、ほかの関係でこれが定位または反位になっているかどうか、関係の軌道回路に列車または車両がいるかどうかを示す軌道継電器の接点、関係転轍器が定位または反位のいずれであるかを示す等の条件を中継したような継電器の接点を、それぞれの卓上電気でこに、連動装置の条件にしたがって電気回路にそう入してあるので、この各々の条件が満足された場合のことをいう。卓上電気でこには、交流式と直流式があり、それぞれ設備区間の電源事情により使用されており、上述の信号でこのほか交流式・直流式とも電気転轍器を操作する転轍でこ、列車の閉塞関係に使用する方向でこ、1構内に扱所が2つ以上あるような場合、扱所間の照査に使用する照査でこの4種類のものがあり、12枚の接点は、錠型の回路制御器に接触環が取付けであり、てこを左右に回転すると傘(さ)歯車によって回路制御器が回転し、固定された接触片との間に回路が開閉するようになっている。接触環は場合によってはその間けきを調整したり、接点の開閉条件を変更する必要もあるので、各々の接触環を自由に調整できるよう分解組立式としてある。また場合によっては接点の不足を補うため回路制御器の下部に、さらに必要数の接触環を備えた回路制御器を、増設することができるようになっている。てこの回転角度は中央定位式の信号でこは左右40度、その他のてこは片引式であるため80度である。

卓上電気でこの種類・定格・接点配列等は表に示すようなものである。なおこれらの卓上電気でこはてこ柄に、信号でこは赤色、転轍でこは黒色、方向および照査でこは上半赤色、下半白色の塗装してあるので、数多く設備してあるような所でも容易にその種別を見分けることができる。卓上電気でこの鎖錠部、不必要な接点を省略したもの、または初めから鎖錠部がなく、接点数も少ない小型のてこで、てこを使用し回路制御器により接点部を動作させ、手動または半自動の踏切警報機・各種の表示器・合図器等を制御するのに使用しているものを、単に回路制御器といって使用することもある。

卓上電気でこは当初電気機電気でこおよび電気連動機でこに対応する意味で、簡易電気でこと称していたこともあった。

卓上電気でこ諸元表

種類	定格	型式	接点配列(上から)	表示灯
信号卓上電気でこ	交流 105V 1A以下	中央定位	X. Y. B. D. NL. NR. L.L. N. N. R.R.	6V8W
	直流 0.5A 10V			2F (10V)
転轍卓上電気でこ	交流	片引式	XB. YD. NB. RD. NB. RD. N. N. N. R. R. R.	"
	直流			"
方向卓上電気でこ	交流	"	(甲)N. R. YC. N. N. RC. RC. N. RC. N. N. N. (乙)N. R. XC. R. R. NC. NC. R. NC. R. R. R.	"
	直流			"
照査卓上電気でこ	交流	"	X. Y. N. R. N. N. N. N. R. R. R. R.	"
	直流			"

(近藤敏夫)

たくそう 託送 旅客または荷送人が、運送業者に対し荷物の

運送の申込みをなし、その承諾を得て荷物の引渡しをすることをいう。したがって託送なる用語は、運送契約の申込みと契約成立後における運送のための荷物の引渡しという2つの意義を有しているのであって、これは運送業者の立場においてみた「受託」なる用語と相対するものである。鉄道運送においては手荷物の託送について鉄道運輸規程第36~39条で、手荷物として託送し得る物品および託送の手続等を規定しており、また貨物の託送については同規程第48~51・54条で、託送の時間・方法等を規定しているが、その詳細は鉄道の定める運送規則によるのが通例である。——受託。(小林倉雄)

たくそうがえうんそう 託送替運送 着駅到着貨物を荷送人が駅構内から搬出しないで、そのまま荷送人となって新規に託送することをいう。託送替の場合、貨物運送順序の関係から貨物の操配その他で問題になるのは、車扱貨物の場合、荷送人が貨物を貨車から取卸さず、到着の貨車に積載したままこれをその駅発の貨物として、新規に貨物運送状を提出し託送する場合であって、通常、単に「託送替」というときは、このような形態の車扱貨物の託送替を指していうことが多い。(重森直樹)

たくそうとりけし 託送取消 指図の内容の一種で、荷送人(貨物託送後の場合は貨物引換證もしくは船荷証券の所持人を含む)が運送の申込みまたは貨物託送の取消しをすることをいう。この指図は、その性質上貨物が発駅発送前の状態にあるときなされるもので、発駅発送後には「発駅返送」の指図となる。(重森直樹)

たけいろうじょうしゃせん 他経路乗車船 線路不通・車両故障等の事故のため、列車・汽船または自動車が運行不能となった場合は、その事故の発生前に購求した乗車券を所持する旅客は、前途の旅行を中止するか、発駅へ引返して旅行を取り止めるか、発駅で開通をまってふたたび旅行を行うか、途中駅で開通を待って前途の旅行を継続するか、または他の経路をとおって、同一目的地に至るかのいずれか1つを選択しなければならない。これらのうち他の経路を経由して目的地に至る乗車方法を他経路乗車船という。すなわち列車・汽船または自動車の運行不能という他動的原因によって、乗車券購求時に予定していた乗車船経路の変更を余儀なくされ、他の経路によって目的地に到達する乗車船方法である。

1 国鉄線の他経路乗車船の取扱に当っては、つぎの制限がある。

(1) 定期乗車券および回数乗車券使用の旅客は、他の経路に乗車船中は途中下車することができない。

(2) 他の経路に乗車船する場合、目的地に至る経路が2つ以上ある場合で、列車・汽船のごうじによって、もっとも短い経路以外の他の経路によって目的地に至るときは、その乗車船経路を国鉄で指定することができる。

つぎに他経路乗車船の取扱をした場合の旅客運賃の計算方を示すと、つぎのとおりである。

(1) すでに収受した旅客運賃と実際乗車船区間の旅客運賃とを比較して、過剰額があれば払いもどし、不足の場合は追徴しない。

(2) 定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客については、旅客運賃の払いもどしをしない。

2 国鉄線と連絡社線相互間または両線にわたる他経路乗車船

国鉄線内のみの他経路乗車船の取扱と同様である。国鉄線と連絡社線相互間または国鉄線と連絡社線とにまたがって他経路乗車船する場合で、一時に多数の旅客が他経路乗車船するとき